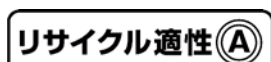


令和 8 年 第 一 回 都 議 会 定 例 会

文 書 質 問 趣 意 書

提 出 者 笹 岡 ゆ う こ



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 育児や仕事と介護の両立及び介護離職について
- 二 認証学童クラブ事業について

一 育児や仕事と介護の両立及び介護離職について

少子高齢化の進展に伴い、働きながら介護を担ういわゆるワーキングケアラーや、育児と介護を同時に担うダブルケアラーの増加が指摘されている。国の推計によれば、家族の介護をする人は2012年に557万人、2020年に678万人、そして2030年には833万人に増加し、そのうち約4割がワーキングケアラーとされている。また、仕事との両立が困難となることによる経済損失は2030年に約9.2兆円にのぼるとされている。こうした状況を踏まえ、以下伺う。

1 介護離職者数について

都内の介護離職者数の推移及び、そのうちの女性の人数について伺う。

2 介護の関わる情報のアクセスのしやすさについて

子育て分野においては「保活ワンストップ」や「TOKYO多様な学びの場・居場所ナビ」、各自治体が行なっているアプリやサイトの工夫で、施設やサービス等の情報のオンラインで可視化・一元化が進んでいる介護の分野では十分ではないと感じる。

時間的制約の大きいワーキングケアラーやダブルケアラーにとって、必要な情報へ迅速にアクセスできる環境整備は極めて重要である。都の考えと取り組みについて伺う。

3 実態把握について

ワーキングケアラー及びダブルケアラーの実態について、都として継続的に調査・把握を行い、政策に反映していくべきと考える。都の考えと取り組みについて伺う。

4 柔軟な働き方推進について

改正育児・介護休業法施行の趣旨を踏まえ、企業における柔軟な働き方の導入・定着を一層後押しすべきである。介護休業・休暇制度が十分

に活用されないまま離職に至るケースや、育休に比べ介護に関する情報提供が遅れているとの指摘、代替要員の困難さなどの課題もある。こうした現況を踏まえた都の考えと取り組みについて伺う。

5 ピアサポートの充実について

介護は家族内の問題として抱え込まれやすく、また介護を受ける側の尊厳への配慮から、状況を外に打ち明けること自体にためらいが生じやすい側面があると感じる。認知症のある人を介護する家族など同じ立場の人同士が安心して経験や悩みを共有できるピアサポートの仕組みやつながる機会等を広げていくことが重要であると考えているが、都の考えと取り組みを伺う。

二 認証学童クラブ事業について

学童クラブは適切な遊び及び成長を支える場として、質・量の両面での充実が求められている。武蔵野市においては、学校、保護者、地域、地域子ども館あそべえ等と連携を図りながら、子どもにとって学童クラブが安心して過ごせるよう、また保護者が安心して子どもを育てることが出来るよう、子どもの最善の利益を第一に考えた取り組みが行われてきた。こうした中、東京都が示す認証学童クラブ事業における、学童クラブの質の向上に向けた方向性は大変重要である一方、その移行にあたり様々な課題がある。以下、伺う。

1 人員不足について

全国的に人材不足が深刻化する中、学童クラブも必要な人材の確保が困難な状況がある。募集を行っても、都認証学童クラブ事業基準を満たす人員配置が難しいとの声がある。都の考えと、支援策について伺う。

2 障がい児の受け入れについて

武蔵野市は障がいの程度がおおむね軽度又は中程度の児童で、集団生活に適応することができる児童に補助員の配置や育成相談員の巡回等を行なっている。障がい児を受け入れる現場への支援は重要である。都型学童クラブ及び都認証学童クラブ事業における障がい児受け入れに関する都の考えと支援策について伺う。

3 スペース不足と待機児童について

武蔵野市は学校内に学童を設置することで学校や地域と連携した学童の運営を行なってきた。一方で学校内の空きスペースは限られており、認証学童クラブ事業基準に適合するスペースを同一施設内で確保することが困難となる可能性がある。認証基準を満たす児童一人当たりの面積、定員とした場合、待機児童が生じる懸念がある。こうした状況に対する都の考えと対応について伺う。

4 認証学童クラブ事業実施に伴う都型学童クラブ事業の経過措置期間延長及び補助継続について

市町村の都型学童クラブの認証学童クラブへの移行対応準備期間は令和9年度末までとされているが、地域の実情により、移行を進めたい意向があっても実現が難しい市町村も想定される。令和9年度末に限らず、十分な経過措置期間の設定及び補助の継続が必要と考えるが、都の見解を伺う。

令和 8 年第一回都議会定例会

笹岡ゆうこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 育児や仕事と介護の両立及び介護離職について

- 1 都内の介護離職者数の推移及び、そのうちの女性の人数について伺う。

回 答

就業構造基本調査によると、東京都で介護・看護のために過去1年間に前職を離職した人の数は、平成29年の調査で7,800人、令和4年の調査で1万4,200人となっています。

これらのうち、女性の数は、平成29年の調査で5,500人、令和4年の調査で1万1,400人となっています。

質 問 事 項

- 一の2 時間的制約の大きいワーキングケアラーやダブルケアラーにとって、必要な情報へ迅速にアクセスできる環境整備は極めて重要である。都の考えと取り組みについて伺う。

回 答

働きながら介護に直面した方が、介護に関する情報を入手し、必要なサービスにつながることができるよう、都は令和8年度、介護情報ポータルを構築します。

本ポータルでは、介護保険制度や相談先などの情報を一元的に提供し、AIチャットボットにより、利用者が知りたい情報を対話形式で取得できるようにします。

また、スマートフォン等から、地域包括支援センターへの相談予約を受け付ける仕組みを整備し、必要な支援につながるまでの負担を軽減します。

質 問 事 項

一の３ ワーキングケアラー及びダブルケアラーの実態について、都として継続的に調査・把握を行い、政策に反映していくべきと考える。都の考えと取り組みについて伺う。

回 答

これまで主に家族が担ってきた高齢者や障害者の介護を、社会全体で支え合うという介護保険法等の理念を踏まえ、都は、高齢者保健福祉計画や障害者・障害児施策推進計画等を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう様々な施策に取り組んでいます。

具体的には、レスパイトに有効なショートステイなどの介護サービス等の基盤整備を進めるほか、地域の実情に応じた区市町村の取組を支援するなど、介護を担っている家族を支援しています。

質 問 事 項

一の４ 改正育児・介護休業法施行の趣旨を踏まえ、企業における柔軟な働き方の導入・定着を一層後押しすべきである。介護休業・休暇制度が十分に活用されないまま離職に至るケースや、育休に比べ介護に関する情報提供が遅れているとの指摘、代替要員の困難さなどの課題もある。こうした現況を踏まえた都の考えと取り組みについて伺う。

回 答

介護に直面する中にあっても、望む方が安心して働き続けられるよう、企業の職場環境づくりを促すため、従業員が介護休業を取得しやすい取組を行う企業への奨励金において、令和８年度は社内相談窓口の設置や研修の実施等、複数の環境整備を実施した場合に加算を行っています。

また、都民や都内企業を対象に助言や支援制度の紹介等を行う相談窓口を設置します。

これらにより、介護と仕事の両立に向けた多面的な支援を進めています。

質 問 事 項

一の５ 介護は家族内の問題として抱え込まれやすく、また介護を受ける側の尊厳への配慮から、状況を外に打ち明けること自体にためらいが生じやすい側面があると感じる。認知症のある人を介護する家族など同じ立場の人同士が安心して経験や悩みを共有できるピアサポートの仕組みやつながる機会等を広げていくことが重要であると考えているが、都の考えと取り組みを伺う。

回 答

区市町村では、介護保険法に基づき家族介護継続支援事業等を実施し、介護支援専門員や地域包括支援センターが地域における要介護者とその家族に対し、相談支援や交流会の開催などの支援を行っています。

都は、地域包括支援センターの職員が、多様な課題を抱える家族介護者に対し、様々な専門職や関係機関と連携して相談支援できるよう、研修な

どを実施しています。

また、認知症のある人を介護する家族が心理的に孤立しないよう、家族介護の経験者がピア相談員として対応する電話相談を実施しています。

質 問 事 項

二 認証学童クラブ事業について

- 1 全国的に人材不足が深刻化する中、学童クラブも必要な人材の確保が困難な状況がある。募集を行っても、都認証学童クラブ事業基準を満たす人員配置が難しいとの声がある。都の考えと、支援策について伺う。

回 答

認証学童クラブ事業は、サービスの質の向上を図るため、国の基準を上回る職員体制などを要件としており、都は、必要な経費を補助しています。

また、学童クラブ職員の確保・定着を図るため、職員の経験年数等に応じた賃金改善を支援するほか、求職者等の職場体験から就業・定着までを一貫して支援する取組等を実施しています。

さらに、令和8年度から、職員の宿舍借り上げ支援として1戸当たり月額8万2千円を上限に最大で4分の3を補助することとしています。

質 問 事 項

二の2 武蔵野市は障がいの程度がおおむね軽度又は中程度の児童で、集団生活に適応することができる児童に補助員の配置や育成相談員の巡回

等を行なっている。障がい児を受け入れる現場への支援は重要である。
都型学童クラブ及び都認証学童クラブ事業における障がい児受け入れに
関する都の考えと支援策について伺う。

回 答

都は、学童クラブにおいて、障害のある児童の受入れを促進するため、
必要な施設の改修や設備の整備、備品の購入等を支援するほか、専門的知
識等を有する職員の配置に要する経費について区市町村を通じて支援して
います。

また、医療的ケア児等の受入れに対応するため、看護師等の専門職を増
配置する場合に、国の支援に加えて都独自の支援を行っています。

このほか、認証学童クラブ事業においては、障害児の受入れに必要な専
門的知識等を有する職員を増配置する場合に加算を行うとともに、職員向
け研修経費などを支援しています。

質 問 事 項

二の３ 武蔵野市は学校内に学童を設置することで学校や地域と連携した
学童の運営を行なってきた。一方で学校内の空きスペースは限られてお
り、認証学童クラブ事業基準に適合するスペースを同一施設内で確保す
ることが困難となる可能性がある。認証基準を満たす児童一人当たりの
面積、定員とした場合、待機児童が生じる懸念がある。こうした状況に
対する都の考えと対応について伺う。

回 答

都は、認証学童クラブの新設、増設等に係る整備費の区市町村負担分を全額支援するとともに、賃借建物等の確保に要する経費について、国の補助に上乗せを行っています。

質 問 事 項

二の４ 市町村の都型学童クラブの認証学童クラブへの移行対応準備期間は令和９年度末までとされているが、地域の実情により、移行を進めたい意向があっても実現が難しい市町村も想定される。令和９年度末に限らず、十分な経過措置期間の設定及び補助の継続が必要と考えるが、都の見解を伺う。

回 答

都は、都型学童クラブから認証学童クラブへの移行が円滑に進むよう、令和７年度から３年間の経過措置期間を設けています。

また、認証学童クラブの新設、増設等に係る整備費の区市町村負担分を全額支援するとともに、賃借建物等の確保に要する経費について国の補助に上乗せを行っています。

このほか、学童クラブ職員の確保・定着に向け、令和８年度から宿舍借り上げ支援を行うこととしています。